石川県公報

令和 3 年 11 月 30 日

第 13461 号（金曜日）

毎週２回　火曜　金曜発行

目　次

告　示

○随意契約の相手方等（デジタル推進課）1

○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関の指定の解除（地域医療推進室）1

○石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関（同）2

○保安林の指定施業要件の変更（森林管理課）2

○令和３管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）の一部変更（水産課）2

○県道の区域の変更（道路整備課）3

○一般国道の供用の開始（同）3

○県道の供用の開始（同）3

○一般競争入札の落札者等（警察本部）4

公　告

○入札公告（人事課）5

○農用地利用配分計画の認可公告（農業政策課）6

○令和３年度砂利採取業務主任者試験合格者（河川課）6

○市街地再開発組合の定款の変更認可公告（建築住宅課）7

告　示

石川県告示第442号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり相手方等について告示する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量

石川県情報セキュリティクラウド構築　一式

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

石川県総務部デジタル推進課

金沢市鞍月１丁目１番地

3　随意契約の相手方を決定した日

令和３年10月18日

4　随意契約の相手方の名称及び所在地

北陸通信ネットワーク株式会社

金沢市西念１丁目１番３号

5　随意契約に係る契約金額

98,428,000円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号の規定に該当するため

石川県告示第443号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則に基づく指定医療機関（平成20年石川県告示第521号）により定めた指定医療機関について、次のとおり解除した。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

１　指定医療機関の名称
　石川県立高松病院
２　解除年月日
　令和３年11月20日

石川県告示第444号

石川県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成20年石川県規則第45号）第３条第１項の規定により、指定医療機関を次のとおり定めた。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

１　指定医療機関の名称
　石川県立こころの病院
２　指定年月日
　令和３年11月21日

石川県告示第445号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の２第１項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　河北郡内灘町（次の図に示す部分に限る。）
２　保安林として指定された目的
　飛砂の防備
３　変更後の指定施業要件
⑴　立木の伐採の方法
　ア　主伐は、択伐による。
　イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
　ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
　次のとおりとする。
　（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び内灘町役場に備え置いて縦覧に供する。）

石川県告示第446号

令和３管理年度知事管理漁獲可能量の設定並びに公表について（くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）及びするめいか）（令和３年石川県告示第65号）の一部を令和３年11月16日に変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第５項において準用する同条第４項の規定により公表する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

変更後	変更前
第１　くろまぐろ（小型魚） １　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 　123.1トン ２　知事管理区分に配分する数量	第１　くろまぐろ（小型魚） １　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量 　123.1トン ２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	115.8トン
石川県漁船漁業	5.3トン

第２　くろまぐろ（大型魚）

１　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

18.9トン

２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	17.9トン
石川県漁船漁業	1.0トン

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	115.8トン
石川県漁船漁業	5.3トン

第２　くろまぐろ（大型魚）

１　都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量

18.9トン

２　知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
石川県定置網漁業	12.9トン
石川県漁船漁業	1.0トン

石川県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、令和３年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

路線名	道路の区域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員（m）	延長（m）	
珠洲穴水線	珠洲市宝立町大町泥木壱五字74番１地先から珠洲市宝立町大町泥木壱五字93番１地先まで	旧	7.88 ～ 12.56	174.9	奥能登土木総合事務所維持管理課
		新	8.49 ～ 17.45	174.9	

石川県告示第448号

次のとおり一般国道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和３年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
415号	羽咋市千石町ハ34番１地先から 羽咋市神子原町ソ30番１地先まで	令和３年11月30日	中能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第449号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、告示する。

なお、その関係図面は、令和３年11月30日から同年12月14日まで縦覧に供する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
珠洲穴水線	珠洲市宝立町大町泥木壱五字74番１地先から 珠洲市宝立町大町泥木壱五字93番１地先まで	令和３年11月30日	奥能登土木総合事務所維持管理課
大谷狼煙飯田線	珠洲市狼煙新町イ部９番１地先から 珠洲市三崎町寺家サ部26番地先まで	令和３年11月30日	奥能登土木総合事務所維持管理課

石川県告示第450号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）に規定する特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

令和３年11月30日

石川県知事　谷　本　正　憲

1　落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
　ＩＣカード運転免許証チェックコード生成装置等　一式　賃貸借
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　石川県警察本部警務部会計課
　金沢市鞍月１丁目１番地
3　落札者を決定した日
　令和３年９月21日
4　落札者の名称及び所在地
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社
　東京都港区港南２丁目15番３号
5　落札金額
　34,853,060円
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
　令和３年８月10日

1　落札に係る物品等の名称、数量及び調達方法
　石川県警察交通反則通告管理他１システム機器　一式　賃貸借
2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　石川県警察本部警務部会計課
　金沢市鞍月１丁目１番地
3　落札者を決定した日
　令和３年９月21日
4　落札者の名称及び所在地
　ＮＥＣキャピタルソリューション株式会社
　東京都港区港南２丁目15番３号
5　落札金額
　99,891,000円
6　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
　令和３年８月10日

公　　　　　　告

入　　札　　公　　告

次のとおり一般競争入札を実施する。

令和３年11月30日

石川県知事　　谷　　本　　正　　憲

1　一般競争入札に付する事項

⑴　委託業務名

令和３年度情報化研修業務

⑵　業務内容

石川県職員等に対する情報化研修の実施業務

⑶　委託期間

契約締結の日から令和４年３月31日まで

2　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この委託業務の入札に参加することができる者は、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成９年石川県告示第581号）に基づき、令和３年度競争入札参加資格を有する者で、次に掲げる条件の全てに該当し、かつ、知事によりこの委託に係る入札参加資格の確認を受けたものであること。

⑴　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑵　県の指名停止の措置を受けていない者であること。

⑶　平成28年４月１日から令和３年３月31日までの間に、行政機関職員向けの情報化研修に係る委託業務を受注し、又は履行した実績を有し、本委託業務の履行が可能であると認められる者であること。

⑷　仕様書に定める業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

3　入札参加資格の確認手続等

入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書に関係書類を添えて知事に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、⑴アの提出期間に入札参加資格確認申請書を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

⑴　入札参加資格確認申請書の提出期間等

ア　提出期間　令和３年11月30日（火）から同年12月７日（火）まで（石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第１条第１項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

イ　提出時間　午前９時から午後５時まで

ウ　提出場所　金沢市尾山町10番５号（教育・自治会館３階）

石川県自治研修センター

エ　提出方法　持参により提出すること。

⑵　入札参加資格の確認の結果の通知

確認の結果の通知は、令和３年12月14日（火）までに入札参加資格確認結果通知書を郵送して行う。

4　入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付

⑴　入札参加資格確認申請書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒920－0918

金沢市尾山町10番５号（教育・自治会館３階）

石川県自治研修センター

電話　076－231－6372

⑵　仕様書交付期間

令和３年11月30日（火）から同年12月７日（火）まで（県の休日を除く。）

⑶　仕様書交付時間

午前９時から午後５時まで

5　入札の日時及び場所
⑴　日時　令和３年12月16日（木）午前10時
⑵　場所　金沢市尾山町10番５号　教育・自治会館３階　第一研修室
6　入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7　落札者の決定方法
石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
8　入札に関する注意事項
⑴　入札参加者は、入札当日、入札参加資格確認結果通知書を提示すること。
⑵　入札参加者は、仕様書、契約書案その他関係書類を熟覧の上、入札すること。
⑶　入札参加資格を有すると認められた者が入札を希望しないときは、入札に参加しないことができる。この場合において、県は、入札に参加しないことを理由に不利益な取扱いは行わない。
⑷　郵便又は電報による入札を認めないので、入札参加者は、５に定める入札の日時及び場所に集合すること。
9　入札の無効
この公告に示した入札に参加する資格のない者、入札参加資格の確認手続等を行わない者、入札に関する注意事項を遵守しない者及び入札説明書に違反した者のした入札書は、無効とする。
10　契約書作成の要否
要
11　入札保証金及び契約保証金
免除

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和３年11月30日

石川県知事　　谷　　本　　正　　憲

1　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住　　所	
農事組合法人　モロオカエーシー	輪島市	輪島市門前町道下を176番ほか１筆
岡山　敏弘	小松市	小松市正蓮寺町イ４番１ほか11筆
谷川　貴則	小松市	小松市正蓮寺町い26番ほか11筆
南　裕樹	小松市	小松市正蓮寺町い62番ほか14筆
農事組合法人　和多農産	能美市	能美市来丸町1015番１ほか７筆
有限会社　北本農場	能美市	能美市吉原町112番１ほか28筆
農事組合法人　瑞穂中沼	かほく市	かほく市中沼い32番ほか４筆

2　認可年月日
令和３年11月30日

令和３年度砂利採取業務主任者試験合格者

令和３年11月12日に実施した令和３年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

令和３年11月30日

石川県知事　　谷　　本　　正　　憲

受験番号

（南）２、（南）３、（県）１、（津）３、（羽）４、（中）１

市街地再開発組合の定款の変更認可公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第１項の規定により、市街地再開発組合の定款の変更を次のとおり認可した。

令和３年11月30日

石川県知事　　谷　　本　　正　　憲

１　組合の名称

金沢駅武蔵南地区市街地再開発組合

２　事業施行期間

平成29年５月16日から令和４年９月30日まで

３　施行地区

⑴　法第14条第１項の宅地

金沢市安江町の一部

⑵　その他の区域

３・２・１号金沢駅通り線、３・４・７号金石街道線、市道本町１丁目線９号、市道安江町線５号の各一部、市道安江町線６号及び金沢市所管の法定外公共物の一部

４　事務所の所在地

金沢市武蔵町17番25号

５　設立認可の年月日

平成29年５月９日

６　変更の内容

事務所の所在地の変更

７　変更認可の年月日

令和３年11月18日

（１箇月2,350円送料とも）
発行人　〒920-8580　石川県金沢市鞍月１丁目１番地　　石　川　県
印刷所　〒921-8178　石川県金沢市寺地１丁目14番５号　㈲プランニング・エージ　TEL（076）274-2225